

公 告 第 29 号

令和 4 年 4 月 1 日

パルグループ健康保険組合

理事長 井上 隆太



組合規約一部変更について

パルグループ健康保険組合の規約の一部変更について、令和 4 年 3 月 14 日付で近畿厚生局長により認可されましたので、健康保険法施行令第 3 条第 2 項の規定に基づき公告いたします。

記

変更理由

第 43 条については、令和 4 年 1 月 1 日に施行された改正健康保険法に関し、令和 4 年 2 月 9 日開催の予算組合会において任意継続被保険者の標準報酬月額について審議し、当組合においては「被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額とする」旨で可決されたことを受け、今般、規約変更を行い、第 43 条第 2 項を追加するものとする。

新旧条文対照表

新	旧
(標準報酬) 第43条 被保険者の報酬月額につき法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項の規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。 <u>2 法第47条第1項第1号に掲げる額が同項第2号に掲げる額を超える任意継続被保険者については、法第47条第2項の規定に基づき、被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額とする。</u> 附則 (施行期日) 第1条 この規約は令和4年4月1日から施行する。 (経過措置) 第2条 施行日前に被保険者資格を喪失した任意継続被保険者の標準報酬月額の算定方法については、なお従前の例による。	(標準報酬) 第43条 被保険者の報酬月額につき法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項の規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。